

計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。（サービス利用支援）

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。（継続サービス利用支援）

このサービスでは、障害のある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

対象者

サービス利用支援

障害福祉サービスの申請、変更の申請に係る方もしくは障害のある児童の保護者、地域相談支援の申請に係る方

継続サービス利用支援

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者。

※指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合には継続サービス利用支援の対象外となります。

サービスの内容

サービス利用支援

障害のある方の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」の作成。

支給決定後の障害福祉サービス事業者等との連絡調整。

支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」の作成。

継続サービス利用支援

- 「サービス等利用計画」の利用状況の検証（モニタリング）。
- 「サービス等利用計画」の変更および関係者との連絡調整。
- 新たな支給決定が必要な場合の申請の勧奨。